

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害により被災された
お客さまに対する各種特別取扱いについて

今回の災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域のお客さまに対し、以下の特別取扱いを実施いたします。

【保険料払込猶予期間の延長について】

お申出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月延長いたします。

【保険金・給付金のお支払いについて】

入院給付金のお取扱いについて

このたびの災害により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、以下のお取扱いをいたします。

(1) ご入院を直ちにできなかった場合について

このたびの災害により入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することができず、一定期間経過後にご入院をされた場合には、お申し出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合について

引き続き入院治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設（病院と同等に見なせる施設）等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合には、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) 病院にご入院できなかった場合について

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院が満床である等の理由によりご入院できず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期

間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

【契約者貸付（新規貸付）の利率について】

新規契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

（注）本取扱いは「平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震」にかかる災害救助法の適用地域のご契約が対象になります。

以上

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター（フリーダイヤル） 0120-521-513

受付時間 平日 9：00～17：00（土・日・祝日および 12/31～1/3 を除く。）